

ね

そ

白川郷荻町集落の自然環境を守る会 発行 平成20年 10月号

白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章から学ぼう！！

昭和46年12月25日に、荻町区大寄り合いにおける住民決議で制定された住民憲章は、荻町集落の景観保全の基盤であるとともに、昭和51年の重要伝統的建造物群の選定、平成7年の世界遺産登録へと導きました。37年たった今も、何ら揺るぎない指針を私たちに与えてくれる重要な憲章となっています。その要旨を、以下にまとめました。

白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章（要旨）

昭和46年12月25日制定

1. 目的

合掌集落や自然環境が貴重な文化財として認識されてきた現在、集落が失われ内外共に惜しまれている現実を深く考えてみたい。美しい合掌集落と自然を守るには、地域ぐるみの自覚と協力努力なくしては不可能。自然環境を守ることは、文化的意義と観光資源の活用による地域の産業振興につながる貴重な事業である。自然環境を守るのは、ここに住む私たちであることを認識し、住民の総意に基づきこの憲章を制定する。

2. 保存の原則

地域内資源（合掌家屋・屋敷・農耕地・山林・立木等）を「売らない」「貸さない」「こわさない」の3原則を守ろう。

3. 自然環境を守るために

- イ 建物の新改築による色彩を黒又は黒褐色に統一。
- ロ 看板・広告等の統制。
- ハ 集落周囲の山の木の保護。
- ニ 景観にそぐわない建物・施設の自粛。
- ホ ゴミのない美しい集落の実現。

4. 合掌家屋を守るために

- イ 所有者は合掌家屋が重要な文化財であることを認識し保存。
- ロ 住民は合掌家屋が荻町の宝であることを自覚し保存に協力。
- ハ 火に細心の注意。



5. 風習を守るために

郷土の風習・習俗並びに郷土芸能の保存継承。

1の目的に書かれている地区の概要は、世界遺産登録以前のものであり時代的なずれがあります。しかし、保存の必要性や住民が一体となって活動を進める意義、自然環境を守ることが文化材の保存と活用、地域振興につながることを、みごとに言い表しています。

また、2～4の保存の3原則や自然環境・合掌家屋を守るための観点は、37年を経過した今も、私たちがつらぬかねばならない指針を明確に示してくれています。

さらに驚くことは、5において、郷土の風習・習俗・芸能の保存継承にまで意識が及んでいることです。昔から続けられているお祭り等の行事や民謡等の芸能は、先人から伝承されてきた故郷の大切な文化であり、それが人々の心のきずなをつないできたのです。読み返すたびに、先人の創りあげた住民憲章の先見性と理念の高さに、敬服するばかりです。

私たちは、現在もそれらを守る努力を続けています。そして、多くの方々がそれに賛同し協力してくださっています。守ることは、時に不便さや我慢をとともなうこともあります。しかし、先人の指針を堅持し、住民が主体となってともに努力してきたからこそ今があるのです。それを継承し保存の砦（とりで）を私たち一人一人の心に築こうではありませんか。それは強いることではなく、一人一人の主体的な自覚と認識にあると思います。いま一度、住民憲章を振り返り、守ることの意義を考えてみてはいかがでしょうか。

[文責：和田]

守る会の活動指針（国際フォーラム白川郷宣言より）

- (1) 隣人にやさしい心豊かで安全な共同生活のいっそうの充実
- (2) かけがえのない美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承
- (3) 国内外の人々との文化交流を通して友好の輪の拡大

= 9月の活動報告 =

- 9月 1日 役員会
- 9月 2日 毎日新聞立松和平氏取材(会長・事務局)
- 9月 8日 交通対策委員会
- 9月 10日 定例会(14名)
- 9月 11日 ねそ9月号配付
- 9月 12日 復元休耕田稲刈り
- 9月 19日 新交通システム実施(~20日)
- 9月 19日 第12回マスタープラン検討住民会議
- 9月 26日 第13回マスタープラン検討住民会議

= 区民の皆様へ =

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容を説明の上、委員又は財団に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆さんの理解とご協力をお願いします。(次回定例会は11月10日を予定しています。)

10月の協議事項(現状変更申請に関わって)

白川村……みだしま公園歩道階段手すり設置

****……住居の新築

****……背面側建具の変更及び正面側排水工事